

問27 会社が会社分割されました。それに伴って会社が持っている特許を受ける権利を分割承継会社に承継することになりました。その場合の出願人名義変更届について教えてください。
(四法共通)

答： 会社分割による特許を受ける権利の承継は、一般承継となりますので、特許法第34条5項の規定により、遅滞なく特許庁長官に承継人が届け出なくてはなりません。その場合の出願人名義変更届は、書類名を「出願人名義変更届（一般承継）」として、権利の承継を証明する書面として、会社分割の登記がある登記事項証明書及び被承継人による承継する権利を特定した証明書を添付しなければなりません。また、会社分割の場合には特許法第11条の代理権の不消滅には該当しませんので、委任による代理人の代理権は書面をもって証明しなければなりません。

承継証明書の記載例

承継証明書	
	令和〇〇年〇〇月〇〇日
承継人	
住所（居所）	北海道札幌市北区北8条西2-1-1
氏名（名称）	北海道特許株式会社
代表者	札幌 太郎 殿
令和〇〇年〇月〇日の弊社分割により下記の発明の特許を受ける権利を貴殿に承継したことに相違ありません。	
記	
1. 特許出願の番号	特願20〇〇-〇〇〇〇〇〇
2. 発明の名称	〇〇〇〇の製造方法
被承継人	
住所（居所）	宮城県仙台市青葉区本町3-3-1
氏名（名称）	東北特許株式会社
代表者	伊達 花子 印

事業の一部を承継することで、特許を受ける権利を共有する(被承継人に持分が残る)場合は、以下のように記載します。
「令和〇〇年〇月〇日の弊社分割により下記の発明の特許を受ける権利の一部を貴殿に承継したことに相違ありません。」

被承継人の欄には、「実印」又は「実印により証明可能な法人の代表者印」を押印します。
※「実印により証明可能な法人の代表者印」についての詳細は、問14「3. 証明書に押印する「実印」又は「実印により証明可能な法人の代表者印について」を参照してください。